

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて（海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年6月1日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

地方税法施行令の一部改正に伴う所要の改正措置について、急施を要し、専決処分したので、報告し、承認を求めるため

専決第 1 1 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、下記の
条例を別紙のとおり専決処分する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日専決

海老名市長 内 野 優

記

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

理由

議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がない
ため

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第24条第2号中「265,000円」を「270,000円」に改め、同条第3号中「480,000円」を「490,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。